

公共工事設計労務単価において新単価を遡及適用する場合の運用

1 新単価を遡及適用する場合の契約手続き

新単価を適用日前の単価に基づく契約に遡及適用する場合、契約書の補則条項である工事請負契約書第 63 条に基づき、発注者と受注者が協議の上、請負代金額を変更することができるものとする。

なお、請負代金額の変更請求があった場合における協議の方法については、工事請負契約書第 25 条の例によるものとし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が請負工事代金の変更額を定め通知することができるものとする。

2 請負代金額等の変更

変更後の請負代金額については、次のとおり算出する。

なお、変更後の請負代金額に、1,000 円未満の端数を生じたときは、原則としてこれを切り捨てるものとする。

変更後の請負代金額

＝新単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格×当初契約の落札率

3 変更協議等の手順

(1) 請負代金額変更可能工事の通知（発注者 → 受注者）

発注者は、変更契約が可能な工事について、別紙様式 1 により受注者に通知する。

(2) 請負代金額の変更協議の請求（受注者 → 発注者）

受注者は、請負代金額の変更を希望する場合、発注者の定める期限までに別紙様式 2 を発注者に提出する。

(3) 変更協議開始の日の通知（発注者 → 受注者）

発注者は、別紙様式 3 により受注者に協議開始の日を通知する。

(4) 請負代金の変更額の協議（発注者 → 受注者）

発注者は、別紙様式 4 により受注者に変更後の請負代金額について協議する。

(5) 変更協議の同意（受注者 → 発注者）

受注者は、発注者が示した請負代金の変更額に同意する場合は、協議開始の日から 14 日以内（休日を除く。）に別紙様式 5 を発注者に提出する。

(6) 請負代金の変更額の通知（発注者 → 受注者）

協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が請負代金の変更額を定め、別紙様式 6 により受注者に通知する。

4 その他

(1) 本通知に基づく次の事項については、各発注者において、工事の状況、対象工事の工期を勘案し、適切に設定すること。

- ① 受注者への請負代金額変更可能工事の通知時期
 - ② 請負代金額の変更に係る受注者からの請求期限
 - ③ 協議開始の日
- (2) 本通知に基づく請負代金額の変更の受注者からの請求については、別紙様式1による発注者からの通知に基づき行うものとする。

第 号
年 月 日

受 注 者 様

地方局長

年 月 から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る
請負代金額の変更について（通知）

年 月 日 契約を締結した下記の工事については、工事請負契約書第63条の規定に基づき、下記のとおり請負代金額の変更について協議することができるので、請負代金額の変更を請求する場合は、年 月 日までに別紙様式2を提出してください。

なお、請負代金額の変更請求があった場合における協議の方法については、工事請負契約書第25条の規定の例によるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が請負工事代金の変更額を定め通知することができるものとします。

また、請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請け企業の間で締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。

記

工事番号、工事名 及び工事場所	
変更理由	年 月 から適用する公共工事設計労務単価に基づいた 契約とするため。

- 注 1 発信者名は適宜訂正して使用すること。
2 別紙様式2を添付すること。

別紙様式 2

年 月 日

発注者 様

受注者

年 月から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る
請負代金額の変更について（請求）

年 月 日契約を締結した下記の工事について、工事請負契約書第63条の規定に基づき、請負代金額を変更するよう請求します。

なお、請負代金額の変更額については、別途協議します。

記

工事番号、工事名 及び工事場所	
請負代金額の変更 を請求する理由	年 月 日付け 第 号で通知のあったと おり。

第 号
年 月 日

受注者 様

地方局長

年 月から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る
請負代金額の変更に係る協議開始の日について（通知）

このことについて、協議開始の日を下記のとおり定めたので、通知します。

記

- 1 工事番号及び工事名

- 2 請負代金額の変更が必要となった事由

- 3 協議開始の日 年 月 日

注 1 発信者名は、適宜修正して使用すること。

第 号
年 月 日

受 注 者 様

地方局長

年 月 から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る
請負代金額の変更について（協議）

年 月 日 契約を締結した下記 1 の工事について、下記 2 及び 3 のとおり請負代金額
を変更いたしたいので、工事請負契約書第 63 条の規定に基づき協議します。

記

1 工事番号及び工事名

2 変更内容

3 変更理由

注 1 記の 2 「変更内容」については、必要に応じて、算定、積算の根拠となった資料
を添付すること。

年 月 日

発注者 様

受注者

年 月 から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る
請負代金額の変更について（回答）

年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについては、下記のとおり承諾
します。

記

1 工事番号及び工事名

2 変更内容

3 変更理由

注 1 記の2及び3について、発注者からの協議どおりに承諾する場合は、「年 月
日付け 第 号で協議のあったとおり」と記載すること。

第 号
年 月 日

受注者 様

地方局長

年 月から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る
請負代金額の変更について（通知）

年 月 日付け 第 号で協議したこのことについては、期日までに協議が調わ
なかつたので、発注者において下記のとおり請負代金額を定めたから、「年 月から適用
する公共工事設計労務単価の適用に係る請負代金額の変更について（通知）」（年 月 日
付け 第 号）において、その例によるものとする工事請負契約書第25条第1項ただし書の
規定により通知します。

記

- 1 工事番号及び工事名
- 2 変更内容
- 3 変更理由

注 1 記の2「変更内容」については、必要に応じて、算定、積算の根拠となった資料
を添付すること。

設計業務委託等技術者単価において新単価を遡及適用する場合の運用

1. 措置の内容

新単価を適用日前の単価に基づく契約に遡及適用する場合、契約書の補則条項である設計業務等委託契約書第57条に基づき、発注者と受注者が協議の上、業務委託料を変更することができるものとする。

なお、業務委託料の変更請求があった場合における協議の方法については、設計業務等委託契約書第26条の例によるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が業務委託料の変更額を定め通知することができるものとする。

2. 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次のとおり算出する。

なお、変更後の業務委託料に、1,000円未満の端数を生じたときは、原則としてこれを切り捨てるものとする。

変更後の業務委託料

= 新単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格 × 当初契約の落札率

3. 変更協議等の手順

(1) 業務委託料変更可能業務の通知（発注者 → 受注者）

発注者は、変更契約が可能な業務について、別紙様式1により受注者に通知する。

(2) 業務委託料の変更協議の請求（受注者 → 発注者）

受注者は、業務委託料の変更を希望する場合、発注者の定める期限までに別紙様式2を発注者に提出する。

(3) 変更協議開始の日の通知（発注者 → 受注者）

発注者は、別紙様式3により受注者に協議開始の日を通知する。

(4) 業務委託料の変更額の協議（発注者 → 受注者）

発注者は、別紙様式4により受注者に変更後の業務委託料について協議する。

(5) 変更協議の同意（受注者 → 発注者）

受注者は、発注者が示した業務委託料の変更額に同意する場合は、協議開始の日から14日以内（休日を除く。）に別紙様式5を発注者に提出する。

(6) 業務委託料の変更額の通知（発注者 → 受注者）

協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が業務委託料の変更額を定め、別紙様式6により受注者に通知する。

4. その他

(1) 本通知に基づく次の事項については、各発注者において、業務の状況、対象業務の履行期間等を勘案し、適切に設定すること。

① 受注者への業務委託料変更可能業務の通知時期

② 業務委託料の変更に係る受注者からの請求期限

③ 協議開始の日

(2) 本通知に基づく業務委託料の変更の受注者からの請求については、別紙様式1による発注者からの通知に基づき行うものとする。

第 号
令和 年 月 日

受注者 様

地方局長

年度設計業務委託等技術者単価の適用に係る業務委託料の
変更について（通知）

年 月 日契約を締結した下記の業務については、設計業務等委託契約書第57条の規定に基づき、下記のとおり業務委託料の変更について協議することができるので、業務委託料の変更を請求する場合は、年 月 日までに別紙様式2を提出してください。

なお、業務委託料の変更請求があった場合における協議の方法については、設計業務等委託契約書第26条の規定の例によるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が業務委託料の変更額を定め通知することができるものとします。

また、業務委託料が変更された場合は、技術者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。

記

業務番号、業務名 及び業務場所	
変更理由	年度設計業務委託等技術者単価に基づいた契約とするため。

- 注 1 発信者名は適宜訂正して使用すること。
2 別紙様式2を添付すること。

別紙様式2

年 月 日

発注者 様

受注者

年度設計業務委託等技術者単価の適用に係る業務委託料の
変更について（請求）

年 月 日契約を締結した下記の業務について、設計業務等委託契約書第57条の規定
に基づき、業務委託料を変更するよう請求します。

なお、業務委託料の変更額については、別途協議します。

記

業務番号、業務名 及び業務場所	
業務委託料の変更 を請求する理由	年 月 日付け 第 号で通知のあったと おり。

第 号
年 月 日

受注者様

地方局長

年度設計業務委託等技術者単価の適用に係る
業務委託料の変更について（協議）

年 月 日契約を締結した下記1の業務について、下記2及び3のとおり業務委託料
を変更いたしたいので、設計業務等委託契約書第57条の規定に基づき協議します。

記

- 1 業務番号及び業務名
- 2 変更内容
- 3 変更理由

注 1 記の2「変更内容」については、必要に応じて、算定、積算の根拠となった資料
を添付すること。

年 月 日

発注者様

受注者

年度設計業務委託等技術者単価の適用に係る業務委託料の
変更について（回答）

年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについては、下記のとおり承諾します。

記

- 1 業務番号及び業務名
- 2 変更内容
- 3 変更理由

注 1 記の2及び3について、発注者からの協議どおりに承諾する場合は、「年 月 日付け 第 号で協議のあったとおり」と記載すること。

第 号
年 月 日

受注者 様

地方局長

年度設計業務委託等技術者単価の適用に係る業務委託料の
変更について（通知）

年 月 日付け 第 号で協議したこのことについては、期日までに協議が調わ
なかったため、発注者において下記のとおり業務委託料を定めたから、「年度設計業務委
託等技術者単価の適用に係る業務委託料の変更について（通知）」（年 月 日付け 第
号）において、その例によるものとする設計業務等委託契約書第 26 条第 1 項ただし書の規定
により通知します。

記

- 1 業務番号及び業務名
- 2 変更内容
- 3 変更理由

注 1 記の 2 「変更内容」については、必要に応じて、算定、積算の根拠となった資料
を添付すること。